

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	岡山しげい居宅介護支援事業所
所在地	〒701-0202 岡山市南区山田 2117 番地（重井医学研究所 B1F）
事業者指定番号	岡山県 3370101481
管理者・連絡先	末房 直子 TEL : 086-282-4358

2. 事業所の職員体制

職種	人員
管理者	1名
主任介護支援専門員、介護支援専門員	1名以上

3. 当事業所のサービス方針

当事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては利用者の心身の状況、その置かれている環境等の評価を通じて現状を的確に把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき公正中立な立場で、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から効率的に提供できるよう配慮いたします。

4. 営業時間

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分

但し、日曜日・国民の祝日・年末年始（12月30日～1月3日）は除く。
上記時間以外にも、緊急時など必要に応じて利用者またはご家族などから電話により意見を求められた場合には、24時間対応できる体制をとっています。

5. 通常の事業の実施地域

岡山市（吉備、妹尾、福田、興除中学校区）・早島町・倉敷市（一部地域）

6. 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	介護支援専門員等の従業者の管理、また、居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業者に、法令等の規定を遵守させる為に、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態にあるご利用者及びその家族のご相談に乗り、ご利用者の状況を踏まえたケアプランを作成します。必要な居宅介護サービスが提供されるよう手配し、居宅サービス事業者との連絡、調整をします。また、施設入所を希望する方に適切な施設を紹介します。市町村、居宅サービス事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等と連携します。

※ 分からないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

7. サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

ケアプラン作成については、介護保険制度から全額給付されるので、利用者負担はありません。

※ただし、介護サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納により、法定代理受理が出来なくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所からのサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの介護保険の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

【居宅介護支援費】

● 居宅介護支援費 (i) 取扱件数 45 件未満

要介護 1 又は要介護 2	1086 単位/月
要介護 3.要介護 4 又は要介護 5	1411 単位/月

● 居宅介護支援費 (ii) 取扱数 45 件以上 60 件未満

要介護 1 又は要介護 2	544 単位/月
要介護 3.要介護 4 又は要介護 5	704 単位/月

● 居宅介護支援費 (iii) 取扱件数 60 件以上

要介護 1 又は要介護 2	326 単位/月
要介護 3.要介護 4 又は要介護 5	422 単位/月

(→60 件以上部分のみ適用)

※ 当事業所では居宅介護支援 (i) での利用になります。

【加算】

初回加算	300 単位/月
------	----------

※ 算定用件

新規に居宅サービス計画を作成する利用者及び、要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し、居宅介護支援を行った場合加算します。

特定事業所加算 (II)	421 单位/月
--------------	----------

※ 次の要件を満たすことにより特定事業所加算を算定します。

- ・ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1 名以上
- ・ 常勤かつ専従の介護支援専門員 3 名以上
- ・ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催し、議事の記録の作成をしている
- ・ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している

- ・ 計画的な研修を実施している（介護支援専門員について個別具体的な目標等を次年度が始まるまでに定めている）
- ・ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している
- ・ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童（ヤングケアラー）や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
- ・ 特定事業所集中減算の適用を受けていない
- ・ 介護支援専門員 1人当たりの利用者数が 45名未満である
- ・ 「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している
- ・ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施している
- ・ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している

入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位/月

※ 算定用件

入院時情報連携加算（Ⅰ）

利用者が病院又は診療所に入院した日のうち又は以前に入院先の病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合に加算します。

入院時情報連携加算（Ⅱ）

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に入院先の病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合に加算します。

退院・退所加算	
---------	--

※ 算定用件

病院、施設等の退院又は退所にあたって病院、施設等の職員と面談を行ない、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成しサービス利用に関する調整を行った場合に加算します。

退院・退所加算（Ⅰ）イ.カソカルソ以外の方法により 1 回受けている	450 単位/月
退院・退所加算（Ⅰ）ロ.カソカルソにより 1 回受けている	600 単位/月
退院・退所加算（Ⅱ）イ.カソカルソ以外の方法により 2 回受けている	600 単位/月
退院・退所加算（Ⅱ）ロ.2 回受けており、うち 1 回以上はカソカルソによること	750 単位/月
退院・退所加算（Ⅲ）3 回以上受けており、うち 1 回以上はカソカルソによること	900 単位/月

通院時情報連携加算	50 単位/月
-----------	---------

※ 算定要件

- 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合に加算します。

緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位
-----------------	--------

※ 算定用件

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合 1 月に 2 回を限度として加算します。

ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
-----------------	--------

※ 算定用件

利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援をした場合に加算します。

(2) 交通費

介護支援専門員が訪問するに当たっての交通費は無料です。

(3) 解約料

ご利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

8. 公正中立な支援

利用者又はその家族の意思に基づいたサービスを受けていただくため、居宅サービス計画の作成にあたっては、担当の介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求める事が出来ます。また居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明をいつでも受ける事が出来ます。

前 6 ヶ月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況はご希望により提供します。

9. 秘密の保持

- 当事業所は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を厳守いたします。
- 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

10. 事故発生時の対応及び損害賠償

当事業所がご利用者に対して行なう居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発の防止のための対策を講じます。事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係者への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、当事業所がサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

11. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発防止のための指針を整備します。また、担当者を設置し対策を検討する委員会を定期的に行なうとともに、その従事者に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

虐待防止担当者	電話番号 086-282-4358 FAX番号 086-282-4301 末房 直子
---------	--

12. 身体的拘束の適正化

サービス提供にあたり、利用者の生命・身体を保護するため「緊急やむを得ない」場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
身体的拘束等を行う場合には、その様態、時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに「緊急やむを得ない」理由を記録します。

13. 業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

14. 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し、掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

15. 成年後見制度の活用支援

必要に応じ、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるよう支援します。

16. 医療機関に入院する場合のお願い

利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、利用者が退院されるときに、円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながりますので、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようご協力をお願いします。日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することをおすすめします。（入院時の5つのお願い文書をご確認下さい。）

17. 相談窓口・苦情対応

(ア) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所相談窓口	電話番号 086-282-4358 FAX番号 086-282-4301 末房 直子
----------	--

(イ) 公的機関においても、苦情申し出等ができます。

- 各市町村の介護保険相談窓口

岡山市保険福祉局 事業者指導課 086-212-1012

岡山市介護保険課 086-803-1240

早島町役場 健康福祉課 086-482-2483

- 岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811

18. 当法人の概要

名称・法人種別	社会医療法人 創和会
代表者名	理事長 重井 文博
所在地	〒710-0051 岡山県倉敷市幸町 2-30